

平成22年12月1日付け津市監査委員告示第7号公表分

(1) 太郎生出張所

ア 太郎生多目的集会所の使用料免除措置について

監査の結果	<p>漁業組合や老人クラブなどの団体が太郎生多目的集会所を使用する場合の使用料について、これを免除するための便宜上の措置として、年度当初に1年分を一括した使用料減免申請書の提出を受け、その使用料を免除（以下「一括免除」という。）していたが、津市美杉総合開発センター等の設置及び管理に関する条例（以下「美杉総合開発センター等条例」という。）第7条は、公共的団体等が使用する場で「特に必要があると認めるとき」は、使用料を減額又は免除することができる旨を定めている趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>使用申請の際に減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。</p>

イ コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

監査の結果	<p>回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券（1組当たり12枚）を合計で100組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。</p>
措置の内容	<p>販売見込数以上に保有していた回数乗車券及び定期乗車券について、年間販売見込数を勘案の上、その見込数量のみを保有することとし、残余分については、交通政策課に返却した。</p>

(2) 伊勢地出張所・伊勢地公民館

《伊勢地出張所》

ア 伊勢地地域住民センターの使用料免除措置について

監査の結果	非営利団体などが伊勢地地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	使用申請の際に減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。

イ コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

監査の結果	回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合計で140組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で30枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は皆無であり、販売見込数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。
措置の内容	販売見込数以上に保有していた回数乗車券及び定期乗車券について、年間販売見込数を勘案の上、その見込数量のみを保有することとし、残余分については、交通政策課に返却した。

《伊勢地公民館》

ア 郵便切手の管理について

監査の結果	<p>郵便切手について、受払簿の記帳残高と実数を照合したところ、80円切手の記帳残高が実数より20枚少なく、伊勢地公民館の職員の説明によると、記帳漏れによるとのことであったが、これは定期的に照合をしていないことが要因であると考えられることから、今後、定期的に照合を行われたい。</p> <p>また、郵便切手の保管については、施錠のできないレターケースで保管していたことから、施錠のできる金庫等に保管するよう是正されたい。</p>
措置の内容	郵便切手の照合について、毎月月末に受払簿の記帳残高と実数の照合を徹底するよう改めた。

	また、郵便切手の保管については、施錠のできる金庫内で保管するよう改めた。
--	--------------------------------------

イ 公民館事業について

監査の結果	伊勢地公民館における平成21年度の主な公民館事業の実施状況を見たところ、平成21年7月1日に地元住民16人が参加して「初盆家庭申し合わせ会」を開催していたが、社会教育法第20条及び第22条に定める公民館の設置目的及び公民館事業の趣旨に照らし、妥当性を欠くおそれがあることから、その事業の在り方について検討されたい。
措置の内容	「初盆家庭申し合わせ会」の開催について検討した結果、社会教育法第20条に定める目的に沿わない事業であることから、廃止した。

(3) 多気出張所

ア 多気地域住民センターの使用料免除措置について

監査の結果	<p>老人クラブなどの団体が多気地域住民センターを使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。</p> <p>さらに、ある中学校の同窓会発起人会に係る使用料について、同発起人会を公共的団体（地域活動団体）として、これを免除していたが、使用料を免除することができる公共的団体とは、公共的な活動を営むものがこれに当たるのであり、同発起人会の活動が同窓会を発足するための私的な活動を行うものであるとすれば、公共的団体に当たらないことを懸念することから、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、使用料の免除に当たっては、申請者の活動内容を具体的に把握の上、慎重に判断するよう適正に事務を執行されたい。</p>
措置の内容	使用申請の際に減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。

	公共的団体としての妥当性については、当該団体の具体的な活動内容によって、判断するよう改めた。
--	--

イ コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

監査の結果	回数乗車券については、200円券など5種類の回数乗車券を合計で320組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で56枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績は定期乗車券2枚のみであり、販売見込数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。
措置の内容	販売見込数以上に保有していた回数乗車券及び定期乗車券について、年間販売見込数を勘案の上、その見込数量のみを保有することとし、残余分については、交通政策課に返却した。

(4) 下之川出張所

ア 下之川生活改善センター等の使用料免除措置について

監査の結果	老人クラブなどの団体が下之川生活改善センター等を使用する場合の使用料について、一括免除をしていたが、美杉総合開発センター等条例第7条の趣旨を踏まえ、これらの団体が当該施設の使用許可を申請する際に使用料減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断すべきであることから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	使用申請の際に減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう改めた。

イ コミュニティバスの回数乗車券・定期乗車券の保有残高について

監査の結果	回数乗車券について、200円券など5種類の回数乗車券を合計で168組保有し、定期乗車券については、200円区間など3種類の定期乗車券を合計で61枚保有していたものの、平成22年5月19日現在における販売実績(交換分を除く。)は回数乗車券2組のみであり、販売見込数を著しく超えて保有するのは適切でないことから、関係部局と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。
-------	---

措置の内容	販売見込数以上に保有していた回数乗車券及び定期乗車券について、年間販売見込数を勘案の上、その見込数量のみを保有することとし、残余分については、交通政策課に返却した。
-------	--

(5) 市立保育所

監査の結果	<p>監査の対象とした市立保育所における保育所入所負担金の滞納状況（平成22年3月末現在）は、下表のとおりであり、この中には既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時に履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">保育所入所負担金の滞納状況（こども家庭課調べ）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>滞納保護者数</th> <th>滞 納 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観音寺保育園</td> <td>3人</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>相愛保育園</td> <td>34人</td> <td>1,694,000円</td> </tr> <tr> <td>中央保育園</td> <td>36人</td> <td>3,406,900円</td> </tr> <tr> <td>高茶屋保育園</td> <td>122人</td> <td>12,547,270円</td> </tr> <tr> <td>北口保育園</td> <td>63人</td> <td>5,183,410円</td> </tr> <tr> <td>千里ヶ丘保育園</td> <td>24人</td> <td>1,668,940円</td> </tr> <tr> <td>上野保育園</td> <td>5人</td> <td>573,700円</td> </tr> <tr> <td>安濃保育園</td> <td>20人</td> <td>1,763,670円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	滞納保護者数	滞 納 額	観音寺保育園	3人	94,000円	相愛保育園	34人	1,694,000円	中央保育園	36人	3,406,900円	高茶屋保育園	122人	12,547,270円	北口保育園	63人	5,183,410円	千里ヶ丘保育園	24人	1,668,940円	上野保育園	5人	573,700円	安濃保育園	20人	1,763,670円
区 分	滞納保護者数	滞 納 額																										
観音寺保育園	3人	94,000円																										
相愛保育園	34人	1,694,000円																										
中央保育園	36人	3,406,900円																										
高茶屋保育園	122人	12,547,270円																										
北口保育園	63人	5,183,410円																										
千里ヶ丘保育園	24人	1,668,940円																										
上野保育園	5人	573,700円																										
安濃保育園	20人	1,763,670円																										
措置の内容	<p>保育所入所負担金については、こども家庭課から収納状況に関して定期的に情報提供されることから、履行遅滞が確認されたときは、直ちに保護者への納付指導に着手している。</p> <p>しかし、速やかに納付（完納）されない場合もあることから、同課と連携して、保育園で保護者との個別面談指導を実施するなど、計画的な収納事務に取り組んでいる。</p> <p>なお、上記の滞納総額26,931,890円については、総額で4,479,170円を収納し、平成23年3月31日現在の滞納総額は22,452,720円になった。</p>																											

(6) 市立学校

ア 養正小学校

監査の結果	給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約50万円、平成21年度の収支決算では約41万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。
措置の内容	平成22年度の給食会計において、毎月の収支状況、材料調達価格の変動等への対応を考慮の上、多額の剰余金の発生が常態化しないよう特色ある献立作成に取り組んだ結果、平成22年度末の剰余金は前年度と比較して減少した。

イ 修成小学校

監査の結果	給食会計の剰余金について、平成20年度の収支決算では約70万円、平成21年度の収支決算では約84万円の剰余金が生じており、材料調達価格の変動といったことも要因の1つと考えられるものの、多額の剰余金の発生が常態化することは望ましくないことから、できる限り剰余金の発生を抑制するよう努められたい。
措置の内容	平成22年度の給食会計において、毎月の収支状況、材料調達価格の変動等への対応を考慮の上、多額の剰余金の発生が常態化しないよう特色ある献立作成に取り組んだ結果、平成22年度末の剰余金は前年度と比較して減少した。

ウ 戸木小学校

監査の結果	劇物の管理について、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	薬品容器を個別に収納できるケースで保管し、転倒防止策を講じた。

エ 高宮小学校

(ア) ホームページの管理について

監査の結果	平成22年5月の監査に当たって、同校のホームページを閲覧したところ、平成20年4月4日以降更新していなかったが、できる限り最新の情報に更新するよう改善されたい。
措置の内容	学期ごとの学校行事の取組内容、その写真などを掲載するため、平成22年7月、同年12月及び平成23年3月にホーム

ページを更新した。

(イ) 劇物の管理について

監査の結果	専用保管庫に一般薬品を混在保管し、また、過酸化水素水等のたな卸記録がなく、定期的なたな卸実施状況を確認することができず、さらに、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	専用保管庫には劇物のみを保管するよう改め、たな卸については、その実施状況を記録するよう改めた。 また、薬品容器は、仕切板付きの箱に入れ、転倒防止策を講じた。

オ 南郊中学校

(ア) 教材会計について

監査の結果	教材会計の取扱いについて、多くの剰余金の発生、教材費の滞納の発生、会計諸帳簿や内部チェック体制を十分に整備していないといった諸問題が見られたことから、教育委員会事務局の指導の下、教材会計の適正な取扱いに向けて、早期に改善策を講じられたい。
措置の内容	教材会計の剰余金について、平成22年度末には、監査時と比較して50万円程度減少し、滞納件数については、家庭訪問等保護者への働きかけの取組を強化した結果、19件中14件の納付があった。 また、会計諸帳簿については、適正にこれを整備し、日常の経理事務は二重のチェック体制とし、更に学期ごとに管理職による点検指導を行うよう改めた。

(イ) 備品の購入について

監査の結果	平成21年度に購入した物品の一部を抽出して確認したところ、平成21年7月13日に受け入れた顕微鏡（購入価格：42,525円）が、1年以上未使用のまま保管されていたことから、備品の購入に当たっては、その必要性を十分に検討の上、適正な予算執行に努められたい。
措置の内容	当該顕微鏡は、平成22年度の3学期から理科実験等の授業において活用している。

(ウ) 劇物・毒物の管理について

監査の結果	専用保管庫のうち校舎 1 階に設置する専用保管庫に一般薬品を混在保管していたので、これを是正されたい。
措置の内容	専用保管庫には劇物・毒物のみを保管するよう改めた。

(7) 財政援助団体 (所管部局)

ア 津市防犯協会 (市民部市民交流課)

《津市防犯協会補助金》

(ア) 津市防犯協会補助金の交付対象経費について

監査の結果	津市防犯灯設置補助金交付要綱第 3 条は、津市防犯協会補助金 (以下「協会補助金」という。) の交付対象経費について、津市防犯協会による防犯灯設置補助金の交付事業に要する経費であると定めているが、同協会は、平成 20 年度に交付を受けた協会補助金 460 万円のうち、約 21 万円を啓発物品購入費など交付対象経費以外の経費に充当していたため、同要綱の趣旨を踏まえ、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成 21 年度以降の協会補助金について、啓発物品購入費など交付対象経費以外の経費に充当しないよう改めた。

(イ) 防犯灯設置補助金の在り方について

監査の結果	津市防犯協会が平成 20 年度及び平成 21 年度の 2 か年に防犯灯設置補助の対象とした 1 自治会当たりの平均防犯灯数は 3 灯で、平均補助金額は約 2 万 6 千円であったが、ある自治会への補助について見たところ、補助の対象とした防犯灯数の合計は 47 灯で、その交付した補助金の総額は 47 万円と突出していた。このように特定の自治会に補助が集中することは、公平性を欠くおそれがあるので、補助の在り方について、所要の見直しを検討されたい。
措置の内容	自治会の中には、100 灯を超える防犯灯を維持管理する自治会が 27 団体、200 灯を超える自治会が 3 団体あることも把握しており、防犯灯の設置補助に当たっては、公平に各自治会が計画的に防犯灯を取り替えることができるよう、自治会の区域の広さなど諸事情を考慮するよう見直した。

(ウ) 防犯灯設置補助金の交付事務の適正化について

監査の結果	平成 20 年度及び平成 21 年度に津市防犯協会が交付した防犯灯設置補助金の一部を抽出して、その交付確定額の正否を
-------	--

	<p>確かめたところ、交付確定額が補助金の限度額を超えているものなど適正を欠くものが数件確認された。</p> <p>また、補助の対象とした防犯灯数が突出していた自治会について、各年度の防犯灯設置完了届における表示箇所を現地で照合したところ、平成20年度の補助対象として設置された防犯灯のうち2灯が、平成21年度の補助対象の一部である水銀灯に付け替えられるなど、不適切な事例が確認されたが、同協会はこれを把握していなかった。</p> <p>これらの要因は、いずれも防犯灯設置完了届の内容を十分に審査していないためであり、補助金交付事務の適正を欠いているといえるため、他に同様の事例がないか調査し、所要の是正措置と再発防止策を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>交付申請書類及び完了届出書類の内容を再度精査し、適正に執行されていることを確認した。</p> <p>また、交付申請書類等の審査に当たっては、現地確認も含め、複数の職員で行うなど、チェック体制を強化した。</p>

《津市防犯協会負担金》

(ア) 津市防犯協会津支部について

監査の結果	<p>津市防犯協会が設置する津支部は、定期総会資料40部(1部当たり15ページ程度)の作製に当たって、印刷業者に発注していたが、津南支部では複写機を使用して総会資料を作製しており、経費節減の観点から、作製方法を見直すことが望ましい。</p> <p>さらに、退職積立金について、津支部は、書記の退職積立金として、毎月5,000円を支出し、書記個人名義の積立用預金で管理していたが、これを同支部の退職給付引当資金として管理・運用することが望ましい。</p>
措置の内容	<p>津支部では、部数の少ない印刷物について、複写機又は印刷機で作製するよう改め、平成22年度の定期総会資料は複写機で作製した。</p> <p>また、書記の退職積立金については、同支部の退職給付引当資金用の口座を開設し、これを管理するよう改めた。</p>

(イ) 津市防犯協会津南支部について

監査の結果	<p>津市防犯協会が設置する津南支部は、その設置する防犯連絡所等（４７箇所）に「生活安全かわら版」などの防犯情報受信用のファクシミリ機器を設置しており、これらの機器の新設、更新、通信費等所要の経費を負担しているが、インターネット等による通信手段が多様化する中、比較的諸経費のかかるファクシミリ機器を一律に設置するのではなく、防犯連絡員等個々の通信環境に応じた通信手段を採用すれば、一層の経費節減が図れるものと考えられるため、その見直しを検討されることが望ましい。</p> <p>さらに、平成２０年度及び平成２１年度の支払証書類を見たところ、領収書など支払事実に係る証憑は仕訳書に貼付されていたが、請求書、納品書については、すべて破棄しており、具体的な購入物の名称、数量、単価等といった取引の内容を十分に確認することができなかった。請求書、納品書が取引関係を証する重要な証憑であることを踏まえ、適正にこれを保存することが望ましい。</p>
措置の内容	<p>津南支部が防犯情報の通信手段を採用するに当たっては、防犯連絡員個々の通信環境に応じた通信手段を採用するよう、その改善を指導した。</p> <p>さらに、平成２２年度以降の支払証書類の保存については、領収書のほか、請求書、納品書を保存するよう改めた。</p>

イ 榊原温泉振興協会（商工観光部観光振興課）

監査の結果	<p>平成２０年度の観光協会等補助金（榊原温泉振興協会事業補助金）に係る実績報告書を見たところ、市費充当経費の内容を具体的に把握することができる領収書等の証書類が添付されておらず、観光振興課もこれを把握していなかった。榊原温泉振興協会の関係諸帳簿を見たところ、市費充当経費は妥当であったことが確認できたものの、同課が具体的な市費充当経費の内容を把握しないまま補助金の額を確定したことは、津市補助金等交付規則第１３条の趣旨に照らし、適正とはいえないのであり、補助金交付の事務に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、適正にこれを執行されたい。</p>
措置の内容	<p>平成２１年度の当該補助金について、市費充当経費に係る領</p>

収書等の証書類を実績報告書に添付することを求め、その内容について確認した。